

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課)

ページ

号外(一) 令和元年五月三十一日

## 規則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表措置入院者及び扶養義務者等の前年分所得税額を合算した額(年額)の項中「前年分所得税額」を「入院のあつた月の属する年度(当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)(以下「所得割」という。)の額」に改め、同表百四十七万円以下の項中「百四十七万円以下」を「五十六万四千円以下」に改め、同表百四十七万円超の項中「百四十七万円超」を「五十六万四千円超」に、「額が、二万円」を「額が二万円」に改め、同表備考中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同表備考に第一号として次の一号を加える。

1 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

イ 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定に

よる改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

ロ 措置入院者又は扶養義務者等が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

ハ 措置入院者又は扶養義務者等が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次の①又は②に定めるとおりとする。

(1) 地方税法第二百九十五条第一項（第二号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。

(2) (1)に該当しない者である場合は、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

この規則は、令和元年六月一日から施行する。

令和元年五月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
岐阜文芸社